

随意契約(プロポーザル等を除く)一覧表(西区役所分)(令和8年4月分)

別紙3

No.	担当課	問合せ先 (直通)	業務名	契約業者名	契約金額 (税込)(円)	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の 種別	備考
1	西区役所 企画総務 課	275-1901	区役所電話交換設備保守点検 業務	KOSネットワーク株式会 社 大阪支店	2,805,000	R8.4.1	当該業者は、各区役所の電話交換設備の設置業者である。電話交換設備は精密機器でコンピュータ制御されており、保守点検には当該機器についての詳細な設定を熟知し、知識を有していることが必要である。他業者が本業務を履行した場合、コンピュータ制御された電話交換設備の正常な稼働ができなくなり、区役所の通常業務に支障をきたす恐れがあるため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	
2	西区役所 企画総務 課	275-1901	西区役所エレベータ設備保守点 検業務	東芝エレベータ株式会社 関西支社	3,300,000	R8.4.1	当該エレベータは、平成8年に設置されてから、点検・部品交換・小修理を含むフルメンテナンス方法による保守点検を行っている。既にエレベータ設置から20年以上が経過しており、各種部品が耐用年数を迎え交換・小修理の必要回数の増加が見込まれることを考慮すると、当初から保守を行ってきた当該業者と随意契約をするほうが有利であるため随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第6号)	1者随契	
3	西区役所 企画総務 課	275-1901	区役所庁舎中央監視盤保守点 検業務	アズビル株式会社ビルシ ステムカンパニー 関西 支社	2,943,600	R8.4.1	当該業者は、西区役所の中央監視盤及び各種制御盤機器の設置業者である。中央監視盤及び各種制御盤機器は製造業者専用の通信形態で制御を行っているため、他業者では同システムに接続することができず、コンピュータ制御されている当該設備機器の保守点検を行うことができないため、当該業者と随意契約を行うものである。 (地方自治法施行令第167条の2第1項第2号)	1者随契	